

鳥取県告示第409号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
整形外科	肢体不自由	谷野 大輔	境港市米川町44 鳥取県済生会境港総合病院
整形外科	肢体不自由	村田 雅明	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
眼科	視覚障害	上田 麻奈美	倉吉市上井302-1 医療法人清和会垣田病院
泌尿器科	じん臓機能障害	眞砂 俊彦	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
外科・リハビリ テーション科	肢体不自由	新田 晴生	米子市中島二丁目1-46 医療法人昌生会 新田外科胃腸科病院